厚木基署発1102第2号 令和3年11月2日

一般社団法人神奈川県警備業協会 県央支部長 殿

厚木労働基準監督署長

建設工事現場等における交通誘導警備業務の労働災害防止の徹底について(要請)

日頃から労働基準行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署では労働災害防止を行政運営上の重点課題として各種施策に取り組んで おりますが、当署管内に所在する警備業者に所属する警備員が神奈川県内の建設工事 現場において交通誘導警備中、本年7月、一般車両に激突され重篤な負傷をした労働 災害、本年10月、後退する工事用車両の下敷となり死亡した労働災害が立て続けに 発生しております。

建設工事現場等で交通誘導警備にあたる警備員の労働災害を防止するためには、警備業者、建設工事の元請事業者、下請業者、警備員及び工事用車両の運転者が、相互に連絡調整を図りつつ、周囲の状況を確認しながら安全に工事を進めていくことが不可欠です。

つきましては、建設工事現場等の交通誘導時における労働災害防止対策のより一層 の徹底を図るため、下記の事項を踏まえた労働災害防止対策について、貴会会員各位 に対し、周知徹底を図られますようご協力をお願いいたします。

記

## 1 適正人員の配置

交通誘導業務 (警備) 実施日の建設工事現場の作業状況及び工事特性等を考慮し、 適正な人員の警備員を配置すること。

#### 2 警備計画の作成及び周知

建設工事現場等の警備業務について、警備計画を作成し、警備員に警備計画書、 警備指令書等に基づき、工事内容、警備業務の範囲等を十分に把握させること。

3 車両系建設機械、荷役運搬機械等を用いる場合の作業計画の周知 建設工事現場において、交通誘導業務を行わせる場合、あらかじめ元請事業者に 対し、車両系建設機械、荷役運搬機械等の作業に関する作業計画の提供を求め、警 備計画書等において、交通誘導業務実施の警備員に作業内容を周知すること。

### 4 交通誘導位置の確認

警備業者、元請事業者及び建設下請業者の間で、交通誘導位置(立ち位置)及び 車両からの避難場所について、事前に打ち合わせを実施し、現場の状況の変化に応 じ、必要の都度、交通誘導位置等を調整すること。

## 5 保護具及び装備品の適正な着用等

交通誘導警備員に、当該業務の状況に応じた保護帽、安全靴、安全ベスト等の適 正着用及び装備品(手旗、誘導灯、警笛、トランシーバー等)の適正使用を徹底させ ること。

#### 6 保安用資機材の設置及び撤去

道路工事現場等に設置した保安用資機材(保安柵、セフティコーン、ラバーコーン、回転灯、衝突吸収緩衝材、各種表示板等)について、その設置場所、設置方法、破損箇所等の点検を励行させ、確実な維持管理に努めること。

## 7 特殊車両等の運転特性等の周知

交通誘導警備業務の建設工事現場において使用される各種の工事車両について、 その運転特性(前進、後退、斜行、旋回、つり上げ、牽引等)をあらかじめ警備員に 周知し、受傷事故を防止させること。

#### 8 合図の確認

元請事業者及び建設下請業者との間で、合図の方法、動作等について事前に打ち合わせを実施し確認すること。

# 9 交互通行時の誘導

交互通行時には、起点及び終点その他必要な箇所の安全な場所に警備員を位置させ、相互に緊密な連携を保つように努めさせること。見通しの悪い場所においては、 警備員相互の連携に支障が生じないようトランシーバー等の資機材を活用すること。

#### 10 後退車両の誘導

後退車両を誘導する場合、事前に右折又は左折の有無等について車両運転者と打ち合わせを行い、運転者の死角に入らないようにし、音声又は警笛を使用して誘導させること。また、誘導方向に壁や他の車両等の障害物がある場合、障害物との間に挟まれるおそれのある場所に警備員を立ち入らせないこと。